



Title	報告2 韓国法の歴史
Author(s)	高, 翔龍; Koh, Sangryong
Citation	北大法学論集, 48(4), 206-227
Issue Date	1997-12-26
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15738
Type	departmental bulletin paper
File Information	48(4)_p206-227.pdf



報告二 韓国法の歴史

高 翔 龍

I. はじめに

にする。

韓国の歴史的発展過程に関する研究は、単に過去の歴史的事実を知るといふ次元の問題だけではなく、今日における法制と法意識を正しく理解するためにも重要な意味を有する。というのは、法は歴史的に生成すると同時に歴史から離れて発生するものでもない。したがって、この歴史的発展過程を考察せずして法の形態と内容を正しく把握することはできないからである。ただ、ここでは紙面との関係もあって韓国法の歴史を概観するにとどめ、詳しいことについては別の機会に譲ることにする。

以下、朝鮮時代（一三九二—一八九六）以前の法について概略し、それ以後の法を中心に若干立ち入ってながめてみることにする。

II. 朝鮮時代以前の法

1. 三国時代の法

古代（～B.C. 38）の法は原始的に氏族共同体の新石器時代から古朝鮮、夫餘、高句麗、沃沮、東濊、三韓など部族国家時代の法をいうのであるが、ここではこれらを省略し、三国時代（B.C. 57～A.D. 668、高句麗ヘコクリョク、百濟ヘベックチェク、新羅ヘシンラ）の法について少し述べることにする。

この時代は日本の弥生時代中期から古墳時代後期に該当する時期である。①三国時代の身分制度は貴族達によって嚴格に區別され、高句麗では部族の族長からなる五族があり、百濟では八大姓の有力者の支配、新羅では聖、六頭品などの區別による骨品制が設けられていた。②土地はまた本格的に国家財政の枠のなかには入らず、王室や貴族、寺院、農民が所有していた。そして、一部貴族や功臣については食邑(シツクウツプ)といって、一定の村に赴任させ、その村で国家に納付する租税を納めさせるようにするか、または国家が特別に与えた私田制度があっただけである。したがって、国家はかかる私有地より租税を徴収し、必要によっては租を官僚貴族に徴収するようにしたこともあった(かかる租を徴収しうる収租権は、土地所有権ではないが租を納入する者は弱い農民であったために勢力のある官僚貴族は租権を土地自体から奪うかまたは未墾地を開墾し大土地所有者になった)。③三国は「律令」(ユウルリョン)公布を起点とする成文制定法時代に入った。律令制度の目的は、国家を王土王民の原理に基づいて国民に対し専制的支配を貫徹しようとすることであった。各種の支配組織や政府組織を「令」によって規定し、これに違反する者は「律」という罰則で処罰される。この律令は、格式と共に主権者の統治手段であり教令懲

戒を目的とする根本法であった。

2. 統一新羅時代(六六八〜九三六)と法

この時代は、日本の飛鳥、奈良時代と平安時代前期に当る時期である。新羅は百濟を滅ぼし(六六〇)、その後高句麗を滅ぼして(六六八)、三国を統一する。このような三国統一の過程で朝鮮半島は政治的・軍事的緊張が高まった。このときは、百濟の王仁(ワンイン)博士・阿知使主(あちのおみ)をはじめとする多くの人が日本に漢文・仏教・儒教などの知識や新技術を伝えた時期でもある。歴史上はじめて朝鮮半島の統一の偉業を成し遂げた文武(ムウンムウ)王は、七年(A.D.667)に右吏方部を設置し、さらに、二二年(六八一)には律令格式を改正するなど、中国の唐を模範にしてさまざまな制度を再編成・強化して中央執権的律令体制を完成させた。七世紀末から九世紀初には、律令政治がもつと盛んに行われた時期であり、律令は地方の末端行政単位である村まで及んだ。このような事實は、日本の奈良の正倉院で発見された当時の村行政報告書である、いわば新羅帳籍がそれを立証している。すなわち、この史料は三年ごとに自然村落単位で中央政府に報告したものである。それは村の区域、戸数、人口数、牛馬数、土地の面積、桑、

クルミの木等の現象状況を記録したものであった。仏教も非常に発展し、個人の祈福とともに国家の発展護持を祈願する護国仏教として認められるようになった。しかし、統一新羅の律令体制は、九世紀初から民乱の蜂起、地方豪族の自立などにより王権は弱化しはじめる。と共に、律令は、自然にその実効性が失われた。結局、律令国家は崩壊過程をたどったのである。

3. 高麗時代（九三六）—（一三九二）と法

この時代は、日本の平安時代の後期と鎌倉時代に当る時期であるが、新羅を滅亡させて建国した高麗（コリヨウ）は、唐の律令をはじめとし中国の宋・元の律令を部分的に継受した。しかし、律令は形式に過ぎず、王の命令や慣習法が律令の代りになり、また律の代りに勅令が統治の基幹になった。高麗は一〇世紀末の成宗（ソンジョン）時代（九八一—九九八）に至り、中国歴代王朝の制度を参酌して、儒教政治の理念に基づいた官僚体制を編成・整備した。このような儒教的執権体制を維持するためには、必然的に統治の基本である律令体制が確立されなければならなかった。高麗は、主に唐律に必要なものを採択し高麗の国情にありように高麗律を制定し施行した。これは、基本法典である律典の改正なしの単一王法であって、これをもつ

て統治したのである。一方、民事関係法は一般的にひろい範囲にわたる慣習法として存在した。他方、高麗史や刑法誌には当時、行なわれた刑法条文百余カ條をはじめとした王法や上訴等が収録されている。その内容は、名例（五刑、刑杖式、辜眼、禁刑）、公式（相避、官吏給暇、避馬式、公牒相通式）、職制、奸非、戸婚、大惡、殺傷、禁令、盜賊、軍律、恤刑、訴訟、奴婢等である。その公布年月日が定められていない條文は、ほとんど中国の宋の影響を受けたか、または高麗固有のものであった。かかる法律には純粹な刑律だけでなく、令に当たるものもあつた。

III. 朝鮮時代（一三九二）—（一八九六）と法

中国の元を助け明を討つために遼東（リヤトン）攻撃を命ぜられて出陣した李成桂（リイソング）將軍は、反元親明の立場から反転（いわゆる、威化島回軍という）して、首都である開城を攻撃・陥落させた。親元派を排除し、辛昌（シンチャン）王を擁立して土地改革を断行し、その後、新進士大夫（儒教を学び、科学を通じて官僚になった者、いわゆる「両班」を称す

る者)勢力に推されて新王朝を建て、国号を朝鮮とした。

この時代は、日本の室町時代から江戸時代を経て明治時代に至る時期に当る。朝鮮王朝は、「抑仏崇儒」政策をとり、特に朱子学が国教的地位を占めた。また、両班官僚国家として両班(文班と武班)・仲人(郷吏、胥吏、技術官など)、常民(農・手工・商)、賤人(白丁・奴婢)からなる身分制度を定めその支配体制を確立させた。

高麗時代の法は個別的である王法と慣習法を基盤としたのに比べて、朝鮮時代の法制史的特徴は、統一王法の制定と、継続的な編纂による法治主義的な統治を行ったという点である。したがって、この時代は統一法典時代ともよばれている。すなわち、基本的な統一法典と、刑法である大明律を統治手段として全国土と国民を組織的、統一的に支配・規律したのである。

1. 基本法としての経国大典

朝鮮の太祖(テエジョウ)は、即位教書ですべての制度と法制について急激な改革をせず、高麗時代の法にしたがうことを明らかにし、国家の基本法としての法典にしたがう法治主義の統治を行なった。太祖六年(一三九五)に都評議使司では「経済六典」を完成し、公布・施行した。その後、経済六典から欠

落した部分とその間に公布された他の法令を収集し「統六典」

を編纂した。世祖(セエジョウ)(一四五五―一四六八)は数多い新しい法令を公布したが、それら法令の前後矛盾、不備、欠陥が発見される度に統六典編纂の方法で増補する姑息的方法をとりやめて、経済六典・原六典・統六典その他すべての法令を全体的に調和させ、新しく組織的・統一法典を編纂し万世成法を目標にして吏典、戸典、禮典、兵典、刑典、工典の六典を完成させた。この六典は、睿宗(イエジョン)一年(一四六八)一月一日より施行された。これが最初に確定され施行された「経国大典」という法典である。経国大典は各典ごとに必要な項目で分類規定されており、條文も経済六典とは異なり、抽象化一般化されていて建国後六〇余年ぶりの名責相伴う立派な法典としての体裁を備えた。その主な内容は以下の如くである。

① 吏典には、統治の基本になる中央と地方の官制・官吏の種類別・官吏の任免・辞令等に関する規定がある。② 戸典には、財政経済とこれに関連する事項として、戸籍制度、土地制度、租税制度、俸給、通貨、負債、商業と雑業、倉庫と還穀、漕運、漁場に関する規定が定められた。特に、土地・家屋・奴婢・牛馬の売買、売買の取消期限およびこれらを売買する場合に今日のような登記に該当する「立案」に関する規定、債務弁済と利

息率に関する規定などの民事的事項が規定された。③禮典には、文科と雑科などの「科擧」（王が直接管轄する最上級行政・司法役員選抜試験制度）に関するもの、官吏の儀章・外交・祭禮・喪葬・墓地・官印、種々の区分書に関する規定、喪服制度（親族の範囲）・奉祀（祭祀相続）・入後（養子制度）・婚姻などの親族規範が定められた。④兵典には、軍制と軍事に関する規定があり、⑤刑典には大明律に対する特別刑法として刑罰、裁判、公奴婢に関する規定が定められた。裁判に関する規定と私奴婢に関する規定の中には、財産相続法が包含されている。その理由は、当時、財産の重要な部分を占めていた奴婢に関する紛争は主に相続に関する争いであり、それが判決を通して判例法を形成したからである。⑥工典には、道路・橋梁・度量衡・殖産に関する規定が定められた。

永久に変わらないという祖宗成憲である経国大典の確定と施行によって、法治主義は当時の社会に定着していった。しかし、経国大典に記録された祖宗成憲は、時代の変遷にしがいが改正せざるをえない運命を迎え、結局、新しい法典が編纂された。英祖（イヨウジョウ）（一七二四—一七七六）のときには、経国大典の施行後に公布された法令の中で永久的に施行する法令を編纂したものととして経国大典の第二法典ともいべき「統大

典」が編纂された。正祖（ジョンジョウ）（一七七六—一八〇〇）のときには、経国大典と統大典および統大典後の法令を一つに統合して朝鮮王朝第三次大法典として「大典通編」が編纂され、経国大典成立後、三百年ぶりに新しい統一法典が制定された。この大法典は一八世紀末葉より朝鮮朝末まで通用した。

2. 刑罰に関する法

朝鮮時代、刑罰に関しては、大明律が適用されていたから、刑罰は、基本的には五刑体制（笞刑、杖刑、棍刑、徒刑、流刑）をとっていた。ただし、そのほかに死刑等の特殊な刑罰もあった。流刑の場合、その期間は有年限と無年限があったが、開国五〇四年（一九八七）流刑分等級加減例という法律により流終身、流五十年、流十年の三種に変わった。その後、刑律名例という法律によりさらに流刑には終身、十五年、十年、七年、五年、三年、二年半、二年、一年半、一年の十等級があった。しかし、それらの流刑は、日帝侵略後、朝鮮刑事令によって禁錮刑に変わった。

3. 土地所有および売買に関する法

土地の売買や賃貸借および相続は、三国時代から行なわれて

いた。土地改革は、土地所有権の改革ではなく国家に収める租税の改革であった。このために、特殊な場合を除いて一般農地の売買や相続等の処分は自由であった。したがって、土地政策は、土地私有の基礎の上で行なわれた。

経国大典戸典売買限條によれば、土地や家屋は自由に売買することができ、ただし、土地や家屋を買受る者は百日以内に立案(登記に該当するもの)するようにされている。また、経国大典刑典私賤條には、土地や家屋の相続、遺贈に関する規定が定められている。特に、相続には子女均分相続の原則が適用されていた。経国大典戸典田宅條には、国家が土地所有権を絶対的に保障する内容が規定されていた。例えば、土地が不法占有された場合、または小作期間の満了後土地明渡が拒絶された場合には、地主は訴訟期間に拘束されず、訴訟を提起することができた。このように、所有権の本質的な部分は絶対的に保障されていたのである。また、このような場合に自己の土地を現実的に占有しなくとも絶対的に保護されるので、不動産所有権の絶対性と観念性が認められていた。また、国家が必要により個人所有の土地を収用する場合にも土地所有者に対して補償するのが常例であった。

土地、家屋を売買する場合には口頭で行なう場合は稀であっ

て、必ず、契約書を作成した。これを「明文」、「文記」または「文券」といわれた。売買契約を締結するときには、必ず、売渡人、買受人、証人および文記を書く筆執人があった。売買文記には売渡年月日と買受人の姓名を書き、売渡人は本文に売渡しの理由と、どのようにして自分の所有になったのかという権利の内訳を記載した。また、土地と家屋の所在と方向の表示、売買代金と交換して売渡すという旨を記載し、最後に、売渡人と証人、筆執人が署名するのである。両班は、売買当事者として契約を締結することを好まない。したがって、自分に奴婢(従)がいる場合には、彼に委任状を与えて契約を締結した。文記上には売渡人または買受人は奴婢の名前で表示されるが、その奴婢が契約当事者になるのではない。売買契約が締結され代金の支払があれば所有権が移転される。契約締結後、一旦、十五日が過ぎれば、法律上、両当事者はその契約を解除または取消することができない。

△参考文献▽

『韓國法史学論叢』 朴秉濠教授還甲記念(Ⅱ) 博英社

一九九一。

『韓国史』 ハンギル社 一九九五。

- 李基百 『韓国史新論』 一九九二。
 邊太燮 『韓国史通論』 一九九三。
 朴秉濠 『韓国法制史』 刊行放送通信大 教材。
 崔鍾庫 『法學史』 經世院 一九八六。
 西尾 昭 『韓国その法と文化』 啓文社 一九九三。

IV・大韓帝国時代（一八九七―一九一〇）と法

一九世紀末の社会経済の内部的矛盾と外勢の浸透は、法制面でもその影響を受け始めた。法制史面では、特に、一八九四年の「甲午更張（カポオキョンジャン）」による改革から開化期の起点が始まる。このときから一部思想家の開化運動の精神的基礎であった主体性は、外勢、特に日本帝国主義によって抑圧された。当時、韓国は、二〇余年という短い間におどろくほどの速度で西欧的近代法制に接するようになった。西欧帝国の強圧の前に国家の存立をかけ、法治国としての面目を達成しなければならなかった日本帝国主義は、彼らにおかれた処地をそのまま韓国に強要した。

一九世紀後半より二〇世紀初葉までの大韓帝国時代の韓国と

西欧法に接する過程を時代的な特徴によって三期に区分することができ。以下ではこのような時代的区分にしたが大韓帝国時代の法を概観する。

1・第一期 甲午改革時代（一八九四―一八九五）

この時代は、日清戦争（一八九四―一八九五）の結果、日本は清国を朝鮮から排除して親日開化派の政権が樹立した時期である。この時期には、日本人法律顧問の主導の下で、立法であろうと司法であろうとその内容を問わず過去の伝統を断絶する意図で西欧法が継受された。

甲午改革は、政治的・経済的に近代的絶対君主制国家という新しい統治体制を樹立するために、この体制の維持・発展に障碍となる古くまたは不合理な封建的制度を撤廃することから始められた。すなわち、①統治体制においては開国紀年を使用し、最初の立法機関ともいえる「軍国機務處」をはじめとして宮内部、行政府としての議政府および名衙門の官制を制定し事務分掌を明確にした。対外的には独立国として特命全權大使を各国に派遣することによって文明開化された西側世界と接するようになった。②封建的制度を撤廃するには、封建的身分制の廃止と古来の陋習であった家族制度上の改革を行う必要があった。

まず、両班階級においては、四色党(老論、少論、南人、北人)論を打破し門地を問わず人材を登用し文・武の差別を撤廃する等をはじめとし、特権の象徴であった官吏の衣服制を簡素化した。と共に、宰臣の扶腋の廃止、高官の随行員を制限した。つづいて奴婢制度の廃止と馱人、娼妓、俳優、皮工の差別をなくして人間化を宣言し、平民であっても利国便民になる方策を軍国機務處に上程することができると途を開いた。③家族制度上の改革派、嫡・庶差別撤廃の一環としてまず嫡妻または妻に子がない場合に限って縁組できることを認めた経国大典以来の原則を再確認し、かつ婚姻年齢も男女各二〇歳、一六歳に定めることによって男女早婚の弊害をなくした。さらに、貴・賤の身分を問わず寡婦の改嫁(再婚)の自由を認めた。しかし、革命的な改革であったともいわれる甲午改革は、その後で操っている日本に対する反発から挫折してしまった。

2. 第二期 復古時代(一八九六一一九〇二)

この時期は日本の影響が退潮し始めた時代である。すなわち日本は、日清戦争後ロシアと結んで政権を回復した明成王后(閔妃ミンビ)を暗殺した事件(「閔妃事件」という。1895. 10)を起した。それによって朝鮮の反日感情は沸騰し、衛正斥邪派

(欧米諸国を排斥し、旧来の支配体制・礼俗・道徳を擁護する思想を奉ずる政治勢力)の両班層に率いられて、反日反開化派の義兵が蜂起して、親日政権が倒れた。一八九六年に高宗(コウジョン)はロシア公使館に避難して(このことを「露館播遷」という)、一八九七年一〇月に高宗は皇帝に即位し、年号を「大韓帝国」と改め、自主独立国家であることを示した。

開国五〇四年一月七日には改革政治の基本綱領である洪範一四條が発表され、光武三年(一八九九)八月一七日には專制君主制の憲法であり、大韓帝国の憲法である大韓帝国制が宣布され国家の基盤が築き上られた。既に、洪範一四條の中で、民法と刑法を制定し恣意的な監禁・懲罰を禁止し人民の生命と財産を保護するという條項が定められていた。近代的法治国家としての形式と面目を備えて当時発行された法規類編(一八九九)、現行大韓法規類纂(一九〇七)、現行韓国法典に収録された法令は、実に膨大なものであった。しかし、これらの法令は大部分日本の法令をモデルにしたものであるから、伝統的法意識は新しい制度をたやすく受け入れなかったために、法の運用と意識の間に深い葛藤が起り、結局、反日感情は伝統的価値観をもっと強く固められた。

3. 第三期 統監府時代（一九〇三—一九一〇）

日露戦争直前から韓国は再び日本の影響をうけたが、一九〇四年二月、日本は大韓帝国の中立宣言を無視して軍隊を送り、ロシアと戦争を開始した。朝鮮は戦場となり、日本は「韓・日議定書」を押しつけ、朝鮮内における軍事行動の自由と内政干渉の権利を承認させた。続いて同年八月、大韓帝国の財政・外交権を支配するための「第一次韓・日協約」が調印され、この協約に基づいて日本人による顧問政治がはじまったのである。さらに、一九〇五年十一月、伊藤博文が漢城（現在のソウル）に来て日本軍を出動させ高圧的に「第二次韓・日協約」（乙巳保護條約ともいう）を調印させ、一九〇六年二月、日本は統監府を設置し、初代統監に伊藤博文を任命した。統監は韓国の外交を管理し、日本人顧問を監督下に置き、皇帝に謁見する権利を与えられて、内政に強力な干渉を行った。すなわち、統監政治がはじまったのである。一九〇七年七月、伊藤統監はハーグ密使事件（ハーグで開かれた第三回万国平和会議に、皇帝の全権委任状を受けた李ジュンらが参加して保護條約の無効を訴えようとした事件）を口実に、高宗に強要して讓位させ、純宗（スンジョン）（一九〇七—一九一〇、最後の皇帝になる）が即位し、年号を隆熙とした。また、同年七月には司法権強奪を目

的とする「第三次韓・日協約」（丁未七條約ともいう）が調印され、司法権を日本統監府に隷属させた。結局、日本の勅令が統監府令として適用され、立法権も日本人顧問によって厳しく統制されて、韓国政府の立法権自体が否定された。大韓帝国は完全に日本の支配下に入った。このような状況下で各地に義兵の抗戦が起き、その中で統監となっていた伊藤博文は、安重根（アンジュングン）義士に射殺された（一九〇九・一〇）。

甲午改革期には社会全般の近代化を推進するために多くの法令が制定されたが、一八九四年甲午改革期から一九一〇年韓・日合邦期まで一六年間に公布された法令は約三千六百件にのぼる。これらの法令が現行韓国法の母胎になったのは否定できない事実である。それから現在の法的問題の相当部分は、韓国の伝統法とは異なる西欧法が強制的に移植されたところから生じている。以下では、この時期に多くの法令を制定した立法機関について概観する。

(1) 特別立法機関

既述したように、甲午改革期に、日本の侵略意図による開化政策を推進させるために、特別機関である軍国機務處が設置された。

軍国機務處はすべての国政を最終的に審議決定する合議体

の最高政策決定機関である。この機関は、日本の元老院（一八七五・六設置、一八九〇・九廃止）と樞密院官制（一八八〇・三設置）を模倣したものである。ここには、国王、（閔）王妃の専制的権威と大院君（デウオソングン）の政權代行者の地位も無視、排除され超政府的立法機関としての性格を有していた。軍国機務處は一月二日に廃止されるまで約四カ月間に二〇八件の議案などの法令を公布した。

(2) 自主的立法機関

「法律起草委員会」は、制度の上では一八九五年六月に法部官制として設立されたが、一九〇五年二月には廃止された。その後、一九〇五年七月に高宗の詔勅によって設立する形で復活した。この委員会は、刑法、民法、商法、治罪法、訴訟法などの立法・改正法案を起草する目的で設置された。しかし、建陽二年（一八九七）二月以後光武三年（一八九九）五月まで法律起草委員の任命もなかったために、同委員会は事実上解体された。その代りに「校典所」が設置された。高宗（ゴウジョン）王はロシア公使館から還宮した後、内政改革の推進の要否を議論した。この時、議論の過程で旧制への復帰が主張されたが、自主的な立法の必要性も提起された。しかし、守旧派の立場と徐載弼（ソジエピル）を中心とした開

化派の立場が異なり、守旧派が会議に参席しなかったため、校典所は休眠機関になってしまった。校典所の設置は自主的な近代立法機関であったという点に意義がある。

(3) 他律的立法機関（統監時代の機関）

A 不動産法調査会

刑法大全が制定された後、最も緊急な課題は民法の編纂、特に基本的財産である土地に対する法制の確立であった。所有関係の不明確さによる取引秩序の紊乱は、多くの社会問題を引き起こした。混乱した土地秩序を整備するために光武一〇年（一九〇六）七月一三日に土地制度、法律制度、租税制度を整備する土地所関法起草委員が任命された。

不動産法調査会は不動産慣例調査に着手し、伊藤博文の法部顧問である梅謙次郎と委員たちは一九〇六年七月より不動産調査をはじめた。この事業は法典調査局にまで及んだ。不動産法調査会は不動産に関する慣例を調査し「韓国不動産ニ關スル調査記録」など、五巻の調査報告書を発刊した。同調査会は隆熙三年（一九〇九）法典調査局に吸収された。同調査会は實際上、立法にも関与し、光武一〇年（一九〇六）九月二四日法律第五号「利殖規例」、同年一〇月二六日勅令第六五号「土地家屋証明規則」等不動産に関する法律を緊急

に制定した。土地法の近代化という名目で制定された土地家屋証明規則は、土地に対する日本人の強制的収奪を法的に認めることになった。

B 法典調査局

法典調査局は、不動産法調査会を吸収して民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法および附属法令の起草をなすことを目的とした機関である。法典調査局の官制は、隆熙元年（一九〇七）一月二三日勅令第六〇号で公布された。法典調査局は、主要法典の起草を予定し、これをなすために慣習の調査に着手した。梅博士が民事法起草者とし、法部次官である倉富が刑事法起草者としてそれぞれ任命された。民事法分野の起草事業は相当活発に進行され、梅博士は当時日本民法商法典の編別に充実した調査事項二〇六問を作成して韓国の慣習を調査した。

梅博士は、朝鮮の特殊性と日本人の韓国での経済活動の保障を考慮して、民・商二法統一法典を構想した。しかし、このような構想は梅博士の死亡により挫折したが、慣習調査の結果は一九一〇年一月に「慣習調査報告書」として完結した。刑事法分野の起草事業は、既に刑法大全が頒布されたために進まなかった。

法典調査局の主な活動は、韓国に対する日本の植民地支配の法的土壌を設けることであつた。日本内部でも韓国固有法尊重派と日本法強行派に分けられて論難が繰り返されたが、実際の立法の場合も同様であつた。

このような日帝の法典編纂事業は、韓・日合邦で中断したが、慣習および制度調査の事業は、朝鮮総督府調査局、中樞院と参事官室に移つた。一九一二年に朝鮮民事令によつて日本民法が依用された後にも家族法と物権分野等については、固有慣習にその効力があつた。しかし、このような朝鮮民事令の規定があるにも拘らず、日帝は裁判過程と調査過程で慣習の存在とその効力を否認し、韓国固有の慣習法を歪曲させた。このように歪曲した慣習は、解放後にも法的安定性の名目で依然として韓国固有の慣習として認められ、今日まで韓国の法生活を支配している。

△参考文献▽

- 朴秉濠 『韓國法制史』 韓國放送通信大學出版部 一九八八。
 鄭鐘林 『歴史の内の民法』 教育科學社 一九九四。
 尹大成 「日帝の韓國慣習法調査事業に關する研究」 財産法研究（第九卷一號） 韓國國財產法學會 一九九二。

鄭青植 「韓末法律起草機關に關する小考」 朴秉濠教授

還甲紀念(II) 韓國法史學論叢 博英社 一九九一。

元裕漢 「甲午改革」 韓國史(一七) 大韓民國文教部國史

編纂委員會編 一九八一。

V・日帝強占期(一九一―一九四五)の法

一九〇九年七月、日本は適当な時期に、韓国を「併合」する方針を決めて、陸軍大臣寺内正毅を統監に任命した。彼の総監任務は韓・日併合を実践することであつて、韓国で日本憲兵二、〇〇〇名を増員し警察業務を担当させた。日本軍の嚴戒の中で総理李完用(イワニヨン。歴史上、売国奴といわれている人物)と合併案を作成して、韓国はついに隆熙四年(一九一〇)八月二二日「韓・日併合條約」に調印させられた。この條約に基づいて大韓帝国の国号は地域名としての朝鮮(チョウソン)と改められ、日本の植民地とされた。そして統治機構として朝鮮總督府がおかれ、「日帝強占期」とよばれる時期が始まったのである。以下では、時代的特性を基礎にして日帝強占期の法令をながめてみることにする。

1. 植民地統治方式

(1) 第一期 總督政治と武断政治

既述したように、日帝は、一九一〇年八月朝鮮總督府を設置し、同年九月に總督府官制を公布すると同時に陸軍大將寺内正毅を初代の朝鮮總督に任命した。總督は、政務に関しては総理大臣を経て天皇の裁可を受けることになったが、台湾總督が総理大臣の監督を受けることは異なり、事実上、総理大臣の監督を受けずに、行政権、軍隊統帥権、立法権、司法権、行政権を掌握した。一九四二年一月からは總督が内務大臣の監督の下に置かれたが、實質的にはその地位にいかなる変化もなかった。

一九一九年三・一獨立運動までの日帝統治方式は憲兵警察制度による「武断統治」であつた。すなわち、軍隊と警察が一体となつて民族運動を弾圧し、多くの事件を捏造して愛國啓蒙運動を絶滅させた。その代表的な事件をあげれば、資金工作をしていた獨立運動家を内乱未遂や強盜容疑で檢挙した「安岳事件」や總督暗殺計画があつたという風聞をもとに作り出した「百五人事件」である。韓・日合併後にもこのような憲兵警察による抑圧体制は、三・一獨立運動を境にして植

民地政策がいわゆる文化政治に転換されるときまで強圧的・武断的手法で徹底的に強行された。

(2) 第二期 植民地政策の変化

武断政治の方針は、三・一独立運動の衝撃で撤回され、第三代総督となった齊藤實は「文化政治」を標榜して政策の転換を図った。しかし、憲兵警察制度は廃止されたが、実際には文官総督は任命されず、むしろ警察官の人数が増員され、かつ親日勢力の育成が図られた。また、一九二二年に第二次朝鮮教育令を定め、「内鮮共学」をあげて朝鮮人の初等教育の就業年限を日本人と同じにしたが、日本人の小学校と朝鮮人の普通学校での差別は残った。「朝鮮日報」「東亞日報」など朝鮮語の新聞・雑誌の発行も認めたが、検閲のためしはば発行禁止の処分を受けた。

このように、文化政治は民族主義に譲歩するポーズをとりながら、実際は「一視同仁」の名目で同化を進めながらも日本人との平等は実現されなかった。

(3) 第三期 兵站基地化と皇民化政策

一九三七年日中戦争がはじまると、朝鮮は軍需物資の生産を担う兵站基地となった。さらに、一九三八年(昭和十三年)の「國家總動員ヲ朝鮮、台灣及樺太ニ施行スルノ件」という

勅令(三一六号)によって朝鮮人の動員は朝鮮内にとどまらず、日本への強制連行がはじまり、日本の炭鉱、鉱山、工事現場などに送り込まれ、過酷な労働で多くの死傷者を出した。また、一九四三年には徴兵制が公布されて、朝鮮人も日本の軍人、軍属として日本のアジア侵略に加担させられた。さらに、女子に対しては一九四四年から女子挺身隊労働令が適用され、多数の女性が従軍慰安婦として犠牲になった。

精神面においても、朝鮮人の動員を図るために、「内鮮一体」をスローガンとして皇民化政策が推進された。一九三七年に「皇国臣民ノ誓詞」が制定され、神社参拝が強制された。一九三八年には第三次教育令によって朝鮮人学校の名称、教科書、教育方針が日本人と同一になった。さらに、一九四〇年には創氏改名が実効され、伝統的な姓名や家族制度が日本式に改めさせられた。

2. 法令体系

日帝は、植民地統治を永続化させるために朝鮮人の社会的・政治的抵抗を規制しなければならなかった。その過程で数多くの統制法令が制定された。この統制法令の中で治安維持法は、日本国内と植民地に適用されたが、適用上、多くの差異をみせ

た。以下では、日帝の植民地統合令と治安維持法について概観する。

(1) 植民地統治令

A 植民地初期の法令

一九〇五年の「韓・日保護條約」は、日帝の侵略政策が法制の側面から明らかになる契機となった。強制的に締結された韓・日保護條約は、韓国の外交権剝奪と統監府設置にその目的があった。統監はもっぱら外交に関する事項を管掌したが、実は内政に対する事実上の統制権の掌握にあった。続いて、一九〇七年八月にいわゆる「丁未七條約」を通して韓国政府は施政の改善に関し統監の指揮を受けるようになった(第一條)。と同時に、法令の制定と重要な行政上の処分を行なう場合には、あらかじめ統監の承認を得なければならず(第二條)、結局、法令制定権に対する監督権を明文化した。一九〇九年には「韓国司法および監獄事務委託に関する日・韓覚書」を通して、「韓国の司法および監獄事務が完備されたことが認定されるときまで韓国政府は司法および監獄事務を日本政府に委託する」と定め、続いて警察事務に対する委託を覚書化することによって、韓国内の司法権と行刑権、警察権を完全に掌握したのである。かかる措置は、完全な植民

地化の準備段階で治安確保の制度的装置を備えるためであった。

植民地統治の基盤確立の一環として民族的抵抗を封鎖するための法令が制定・実行された。当時の法令は、日帝侵略に対する韓民族の主要な抵抗形態であった義兵運動と愛国啓蒙運動を主にその規制対象とした。すなわち、当時の法令は、韓国の独立を高める各種の言論、出版、集会、結社と物理的闘争を弾圧するということに力点が置かれた。以下では、これらについて概観する。

① 弾圧法

主要な法令には新聞紙法、保安法、出版法等があった。新聞紙法は海外密使事件の政局変化のなかで、光武十一年(一九〇七年)七月法律第一号として公布された。同法は日本明治年間の新聞紙條例を母法にした。同年七月二十七日に公布された保安法は、高宗王の讓位と軍隊解散をめぐる韓国民の反日蜂起に対備した立法措置でもあった。保安法(法律第二号)は日本の治安警察法を母法にして制定された法律であった。安寧秩序維持をはかるために集会・結社および不穏な言動の禁止を主要内容とした。しかし、同法は日本治安警察法よりその構成要件が拡大され、治安妨害行為を幅広く認めた。

八参 考

保安法 第一条「内部大臣ハ安寧秩序ヲ保持ノ為メ必要ノ場合ニ結社ノ解散ヲ命スルコトヲ得」。

第2條「警察官ハ安寧秩序ノ為メ必要ノ場合ニ集會又ハ多衆ノ運動或ハ群集ヲ制限・禁止又ハ解散スルコトヲ得」。

② 行政刑法

警察犯処罰令（一九〇八、統監府令第四四号）は、日本の警察犯処罰令を母法にして制定されたものであり、一九一二年警察犯処罰規則（總督府令第四〇号）によつて施行された。警察犯処罰規則は第一條に輕犯罪に該当する八七カ條項を定め、完璧な法網を構築するのに一役を果した。すなわち、「不穩ノ演説ヲ為シ又ハ不穩ノ文書、図画、詩歌ノ揭示、頒布、朗読若ハ放吟ヲ為シタル者」（二〇号）、「流言蜚語又ハ虚報ヲ為タル者」（二二号）、「故ナク官公署ノ召喚ニ應セサル者」（三〇号）のように朝鮮人の不温な動きに対する警察権力の行使を可能ならしめた。

このように日帝の對韓侵略を謀る法的・制度的装置の基本枠組みは、既に統監府の統治下で確立されたといえよう。

B 武断統治期の法令

法律分野に関しては、日本帝國主義は一九一一年（明治四

四年）に「朝鮮ニ施行スベキ法令ニ關スル件」を公布し植民地支配法制の基盤を築き上げた。そして、朝鮮において法律が必要な事項は朝鮮總督の命令で規定するが、それを「制令」と称した。制令は、日帝の植民地統治法制の中核であり、重要な事項は制令でもつて規制した。すなわち、同法第一條は「朝鮮ニ於テハ法律ヲ要スル事項ハ朝鮮總督ノ命令ヲ以テ之ヲ規定スルコトヲ得」という規定を設けて、日本の法律の中でその「法律ノ全部或ハ一部ヲ朝鮮ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」（第四條）とし、總督の立法権を法制化した。このように、朝鮮總督は行政権はもちろん、軍隊・立法と司法に対するすべての権限を有する、まさに「独立王国」の皇帝のような存在であった。

植民地下で適用された刑事關係法令の根幹になっていた法律は、朝鮮刑事令（一九一二年、制令第一号）である。朝鮮刑事令第一條によれば、「刑事ニ關スル事項ハ本令其ノ他ノ法令ニ特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外左ノ法律ニ依ル」と規定し、日本の刑法、刑法施行法、爆発物取締罰則、刑事訴訟法第一二カの刑事法が依用（適用）された。しかし、人身の拘束に関する検事と司法警察官に大幅な裁量権を附与する等、刑事手続上の強制処分権の拡大をはかった。このことは、

朝鮮刑事令が形式の上では日本国内の刑法と刑訴訟が適用されているといえるが、実際上は朝鮮人に対する差別的刑事法としての機能を果たしたといえよう。もっとも、このような朝鮮刑事令は、以後教回にわたって改正され、ファシズム体制に入る一九三〇年代以降、一連の刑事特別法と連繫し人権蹂躪の色彩が極めて濃厚な刑法になっていった。

日帝の差別的法的適用と関連してもう一つの重要な問題は、植民地に対する日本憲法の適用の可否であった。すなわち、植民地は日本領土の延長であり、植民地人は大日本帝国の臣民となる、という合併の趣旨によれば、当然に日本の最高法規である憲法が植民地に適用されるべきであり、朝鮮人についても日本憲法上の国民の権利が認めなければならなかった。しかし、植民地人の参政権を否認するなど、その差別的な法の適用には変わりがなかった。

(2) 治安維持法

植民地における治安維持法は、「治安維持法ヲ朝鮮・台灣及ヒ樺太ニ施行スル件」(一九二五、五、勅令第一七五号)の附則によって適用された。したがって、国体変革および私有財産制度の否認が主要な処罰の対象になったのは当然のことであった(第一條)。特記すべきことは、植民地独立運動も国体変革

を目的とする運動であるから、これも処罰されたという点である。すなわち、朝鮮の独立を達成しようとすることは、帝国領土の一部を占拠しその統治権の内容を實質的に変革することを目的とするものと解するのは当然のことであった。すなわち、植民地の場合、治安維持法は、独立運動全般に対する強力な弾圧法規として機能したのである。

このような法が学生運動に適用された事例も多く見られる。六・一〇万歳運動に対する治安維持法の適用がその一例である。抗日独立運動に対する治安維持法の適用の問題は、光州学生運動(一九二九)のスローガンで「治安維持法即時撤廃」、「悪法を撤廃し在監革命者即時釈放せよ」という主張のなかに示されている。もちろん、治安維持法は撤廃されず、むしろ一九二八年の改正でもっと幅広く強化される結果をもたらした。すなわち、一九二八年改正の目的遂行行為の條項は、学生たちの秘密結社に対して無差別に適用することになった。

治安維持法はこのような主義・運動に主に適用されたが、一九三〇年代後半には不穏な嫌疑がある社会団体および宗教団体に對しても全面的に適用された。一九三七年の同友会事件、一九三八年の興業倶楽部事件等がその代表的な例である。ここに関係者の検挙および思想転向の強制は、非常に大きな反響を

呼び起こした。また、「内鮮一体」をスローガンとして皇民化政策が推進されたが、その一環として神社参拝が強要され、それに対抗した基督教徒に対しては不敬罪、保安法、治安維持法等が適用された。最後の段階では小人数で構成されている研究会と読書会の活動も重刑の対象になった。一九四二年には純粹なハングル研究団体である朝鮮語学会は、学術団体を仮装した独立運動団体であると見なされて治安維持法違反で処罰した事案もあった。

治安維持法は一連の統制法令の中で所定の成果を達成することができたと思われる。

ハ参 考

治安維持法 第一條「團體ヲ變革スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ結社ノ役員其ノ他指導者タル任務ニ従事シタル者ハ死刑又ハ無期若ハ五年以上ノ懲役若ハ禁錮ニ處ス
…中略…、私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ノ組織シタル者…中略…一〇年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス」

3. 司法機関

一九〇九年の「韓国司法および監獄事務委託の賞書」の交換

によって韓国政府の裁判所、監獄および法部が廃止され、日帝は同年四月一日統監府裁判所を設置した。統監府裁判所は三審制四階級で高等法院・控訴院・地方裁判所および区裁判所に區別して統監に直屬させた。

合併後一九一二年三月に高等法院・覆審法院・地方法院の三審三階級になり、このシステムは解放当時まで続いた。裁判所の構成を始めとして裁判官の任用資格、身分保障、その他司法に関しては、日本では法律で定めているが、朝鮮では制令で定められており、裁判所の設立と廃止、管轄区域とその変更も総督府令で定めた。

したがって、司法権は総督の掌握の下にあるので、司法権の独立はなかった。また、裁判所は総督府所属の行政官署に過ぎなかったために、裁判に対する政治的圧迫は可能であり、公正な裁判を受ける権利は制限されていた。

4. 朝鮮土地調査事業

一九一〇年代の植民地経済政策の中心は土地調査事業であった。一九一二年（大正元年）に「土地調査令」（制令二号）が公布されて「朝鮮土地調査事業」が本格的に実施された。この事業でもっとも重要な手続は土地所有権の調査であった。所有

権調査は、準備調査と一筆地調査および紛争地調査を経て所有権者を法的に確定する査定および裁決に至る過程であった。

土地調査令は「土地所有者ノ権利ハ査定又ハ裁決ニ依リテ確定ス」と規定し(第一五條)、査定および裁決は、土地所有關係に対する最終的な宣言であったが、それは裁判所の判決を圧倒するほどの強力な効力を認めた行政処分であった。土地調査局は、査定の確定または裁決に対してはその事由の如何を問わず、これを司法裁判に回附する方法はないと断言した。判例も査定および裁決の基礎になる事実關係に基づく請求は認めないと宣言したこともあった(朝高判大正六年三月二七日、朝高判集四卷二〇七頁)。要するに、当局は、紛争を抑制し紛争解決を簡素化するため査定および裁決に抵触する判決が下されることを防止しようとしたのであった。

土地調査事業は、あまり実地調査が行われず申告名義人が所有権者に査定された点、権利關係に対する根本的な判断をせず妥当的な紛争解決方法をとった点、土地申告の過程で地主等の恣意が強く介在された点、徴税台帳整理事業以来の調査で光武量安が排除され、二〇〇余年前に作成された康熙量案が参照された点等を考慮した場合に、申告主義は土地を掠奪するためのものであったと解されている。すなわち、申告によって土地所

有者が確定され、朝鮮王朝後期から成長した朝鮮人地主や開港後に土地を集積した日本人地主の土地所有権が公認された。したがって、従来、曖昧だった土地の国有・民有の区分が明白になり、地主制形成の法的裏付けが用意された。同時に、朝鮮政府の所有権は日本の国有地に編入され、東洋拓殖会社(一九〇八年設立)などの日本人地主に払い下げられた。土地調査事業の終了した一九一八年末には田の六五%、畑の四三%が小作地になり、また、日本人地主の所有権は耕地面積の五%、国有地は耕地面積の三%だった。

さらに、並行して進められた事業では林野調査があったが、一九一八年(大正七年)に朝鮮林野調査(制令五号)が公布されて、土地調査の場合と同様な方法で行われた。その結果、共有林の大半が国有林に編入された。その外にも、一九〇七年(光武十一年)の国有未墾地利用法により、すべての無主地は国有地に編入され開墾が排除され、農民の生きる場をなくす結果をもたらした。

△ 参 考

朝鮮土地調査令第四條「土地ノ所有者ハ朝鮮總督府ノ定ムル期間内ニ其ノ住所、氏名、又ハ名稱及所有地

ノ所在、地目、字番號、四標、等級、地積、結數ヲ臨時土地調査局長ニ申告スベシ点省略」。

第一九條「正當ノ事由ナクシテ第四條ノ申告ヲ為サス…省略…者ハ三〇圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス」。

5. 同化政策と法

既に述べたように、日帝は、一九〇八年に日本人で構成された法典調査局を設置して一九〇八年から一九一〇年にわたって民事・商事の慣習を調査したが、一九一二年三月一八日に日帝時代における韓国の民事基本法たる「朝鮮民事令」(制令第七号)がその慣習調査に基づいて制定され、四月一日から施行されたが、朝鮮民事令により日本民法の中の一部が適用され始めた。すなわち、朝鮮民事令第一條は、朝鮮の「民事ニ關スル事項ハ本令其ノ他ノ法令ニ特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外左ノ法律ニ依ル」と規定し、適用される法律として日本民法および信託法、商法など二三ヶの各種の特別法・附屬法が挙げられている。ただし、親族・相続に関しては、朝鮮民事令第一一條前段本文に「朝鮮人ノ親族及相續ニ關シテハ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外第一條ノ法律ニ依ラズ慣習ニ依ル」と定められていた。これをもって朝鮮民事令の公布当時には親族相続に関しては日

本民法の規定が適用されず、韓国の慣習法が適用された。しかし、その後、日帝の植民地支配と同化政策が強化されるにつれて朝鮮民事令第一一條は四回にわたって改正された。それは以下の如く、朝鮮の親族相続関係まで日本民法の適用範囲を拡大する目的で、改正が行われたものと解されている。

第一次改正(一九二二・一一)で、親族・後見・補佐および無能力者のための親族会に関する日本民法が適用された。第二次改正(一九二二・一一)では、婚姻年齢、裁判上離婚、認知、親族会に関する規定全部、相続の承認、財産の分離に関する規定が依用された。第三次改正(一九三三・一二)では、分家・絶家再婚・婚姻・協議上離婚・養子縁組・協議上離縁に関する従来の事実主義が申告主義へと転換された。しかし、このような漸次的適用は、日本の制度を初めから強制すれば民族感情と倫理感情を刺戟させ統治を円滑に行なうことができなかつたためであり、また、同化の目的達成をなす手段でもあつた。ところが、同化論が強調されてから伝統的な慣習の抹殺または積極的同化が一九三九年から本格的に進められた。すなわち、一九三三年十一月の第三次改正では、大幅に改正されて日本民法の氏に関する規定、裁判上離婚、裁判上離縁、婿養子縁組の無効・取消に関する規定が依用すると同時に異性養子制度が追加され

た。この改正をもって韓国固有の姓名が抹殺され、日本式創氏改名が強制された。

このように、私法領域においての内鮮一体を実現するために氏名の共通、内鮮通婚、内鮮縁組という政策が出された。親族相続法による同化政策は、日本民法の適用により慣習法の官制によって実現された。

△参考文献▽

朝鮮總督府 『慣習調査報告書』 一九一〇 朝鮮總督府

民事慣習解答彙集 一九三三。

朝鮮總督府 『朝鮮舊慣制度調査事業概要』 朝鮮總督府

一九三八。

山口吸一編 『改訂朝鮮制裁法規』 朝鮮圖書出版株式会社

一九三九。

朴秉濠 『韓國法制史』 韓國放送通信大學出版部 一九八八。

韓寅燮 『治安維持法と植民地統制法令の展開』 朴秉濠教授還甲記念(II) 韓國法史學論叢 博英社

一九九一。

李喆雨 『地調査事業と土地所有法制の變遷』 朴秉濠教授還甲記念(II) 韓國法史學論叢 博英社

一九九一。

武田幸男 『朝鮮の歴史と文化』 日本・放送大学教材

一九六六。

尹大成 「日帝の國慣習法調査事業に関する研究」 財産法

研究九卷一号(一九九二)。

VI. 一九四五年以後の韓國法

韓國は、一九四五年八月一日に光復を迎えたが、はじめから独立して建國をなすことができず、南北に分断された。法律面では、米國の軍政と民政という過渡期に、日本化された大陸法体系のなかで英米法が主に公法の分野に導入されはじめた。

一九四八年五月一〇日に韓國政治上初の総選挙が実施され、同年五月三一日にいわれる「制憲国会」が構成され民主憲政がはじまった。制憲国会は大韓民國の法的基礎になる憲法の制定という歴史的任務遂行のために憲法起草委員会を構成し、同委員会は独立國家の組織構造体制を含む憲法草案を作成した。國民の自由權の保障、三權分立、單院制國會、大統領中心制、憲法委員會、統制經濟制度を骨子とする憲法案が一九四八年七月一二日制憲國會で可決され同年七月一七日公布された。この憲法が韓國における最初の憲法、すなわち制憲憲法または建國憲法といわれるものである。同年七月二〇日には憲法の規定によ

り国会の間接選挙で大統領と副大統領が選出された。光復記念日である一九四八年八月一日に歴史的な「大韓民国」独立宣言式が行われた。同年一月二日には国際連合により韓国政府の承認を受けることによって内外共に名実相符とした独立国になった。

政府と国会は、独立自主国家として主体的な法体系の完結を急先務とし法典起草委員会と法典編纂委員会を編成し民法を始めとした基本法典編纂に着手した。

1. 法典起草委員会

一九四五年九月一日 Arnold 小将が軍政長官に就任すると同時に韓国に米軍の政治が実施され、一九四七年六月三〇日法典起草委員会が設置された。同委員会の活動は、一九四八年九月一日、大韓民国法典編纂委員会が設置されるまで一年余り継続したが、具体的にどのような活動をしたのかは確認する資料が残っていない。しかし、「朝鮮語で作成された法典」を制定しなければならぬということで一九四八年四月二〇日基本法典の起草要綱作成作業はいちおう完了した。

2. 法典編纂委員会

一九四八年七月一七日に公布された大韓民国憲法第一〇〇條に「現行法令はこの憲法に抵触されない限り、効力を有する」と規定し、日帝と米軍政から由来した旧法令がそのまま適用されたが、同年九月一日に大統領令第四号で「法典編纂委員会職制」が公布された。

法典編纂委員会が新生大韓民国の法制を制定する中核的機関であったことはいうまでもない。同委員会は刑法案および民法案を作成し同会に上程した。刑法案は一九五〇年六月二十五日韓国戦争中の釜山避難時期である一九五三年九月一八日に国会で可決され一九五三年一〇月三日より施行された。また一九五八年二月二日には民法案が可決され一九六〇年一月一日より施行され、今日に至っている。

そのほかにも、一九五四年九月に刑事訴訟法、一九六二年一月に商法・小切手法・手形法、一九六〇年四月に民事訴訟法、等が制定された。これらの法律は十分に研究、検討する余裕もなく既存の依用法律を基本にして、部分的には英米法とドイツ法が導入された。

一九六一年五・一六軍事クーデターで憲政が中断され、すべての権力が国家再建最高会議に集中することによって、法典編

纂委員会は廃止された。国家再建最高会議の内に法制司法委員会が構成され、立法事業が推進された。軍事政府はなによりも旧法令を「革命的に」整理するという課題をとりあげて旧法令の整理事業を行なった。

一九七〇年代以後、国内外的に従来的な法律では対処できなかった新しい問題が引続き生じた。したがって、それらの問題に対処するために各種の特別法が制定された。すなわち、税法、経済法、農業法、土地法、興業法、環境法、情報通信法等をはじめとし国際取引法の分野に至るまで多様であった。

一九九〇年代に入り、その間、経済成長と国家発展のために国民に対して苦痛と忍耐を要求していた多くの規制法規を撤廃または修正・補完し、分配と福祉のために多くの法律が制定された。また、高度経済成長の過程で生じた各種の矛盾と非理を剔抉するために改革立法を推進し今日に至っている。

△参考文献▽

崔鍾庫「解放後韓国基本法制の研究」朴秉濠教授還甲記念

(II) 韓国法史學論叢 博英社 一九九一。

Ⅶ. まとめ

以上のように韓国法の歴史は、実に長い間、日本との不幸な関係を結びながら戦後まで続いたのである。このように日本の韓国強占・植民地という悲劇的な歴史を背景として、いわゆる近代化という建前で韓国に近代法が導入された。しかし、その当時の法律は、形式の上では日本の法律と同じであっても、その趣旨(本音)が異なったために、法律の適用面においては相違ないが生じたのである。戦後になって、いくつかの法律はその一部が削除・修正・補完されながら今日に至っているために、ある分野の現行法は、日本の法律と非常に似ている部分が多いことを発見することができる。しかし、具体的に検討してみれば、異なる点が相当にあるということがわかる。というのは、まずその法律の趣旨に違いがあり、その法律に対する法意識が異なるという場合が多いからである。したがって、同じ表現を使っている法規たとしても、その解釈が異なる場合があるわけである。このような相違点を正確に捉えるということは、韓・日両国の法律を互いに理解するためにも、非常に重要なことと思われる。本稿が、韓国法への関心を引き起こし、韓国法を理解していただくための糸口になるならば幸いである。